

就学援助制度等のご案内

就学援助制度

経済的な理由で就学することが困難な小・中学生のいる家庭に対して、学費の一部を援助する制度です。

対象／次のいずれかに該当し、教育委員会が認めた世帯 ○市民税非課税又は減免されている ○児童扶養手当を受給している ○生活保護法による保護が停止又は廃止となった ○保護者の職業が不安定で生活保護に準ずる

援助対象／新入学児童生徒学用品費（下記のとおり入学前支給可）、学用品・通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費（学校病に限る）

入学準備金貸付制度

平成31年度に高校や大学に入学する方の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に貸付する制度です。

対象／市内に1年以上居住し、高校・大学等への入学が確実な方の保護者で市税の未納がなく、保証人が1人以上いる方

保証人資格／次のすべてに該当する方 ○市内に1年以上居住している ○独立の生計（申請者と同等以上の所得がある）を営む満20歳以上の市税の未納がない ○成年被後見人もしくは被保佐人でない ○破産の宣告を受けていない

貸付額／高校及び専修学校（高等課程）＝20万円、大学及び専修学校（専門課程）＝40万円

貸付時期／申請時に相談 **貸付利子**／無利子

返済方法／据置期間経過後、高校等は30か月、大学等は42か月で返済

「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給

平成31年度入学予定者に対し、上記就学援助制度の「新入学児童生徒学用品費」については、入学前の3月に支給します。

対象／○就学援助の要件に該当する方で平成31年4月に市内に住所を有し、お子さんが市内小・中学校に入学予定の保護者

支給金額／小学生＝40,600円、中学生＝47,400円

必要書類等／○学務課に備えの就学援助費申請書（市ホームページにもあります）○世帯全員の平成30年中の収入がわかる書類（源泉徴収票、確定申告の控等）○銀行口座のわかるもの ○印鑑

【共通事項】 申込み・問い合わせ／必要書類を添えて学務課学事担当（内線3322）※入学準備金貸付制度は3月15日（金）までに申込み。新入学児童生徒学用品費は1月21日（月）～2月22日（金）に申込み（又は4月中の申請・認定により入学後支給）

重度心身障害者医療費助成事業に所得制限を導入

導入時期／①1月1日以降の新規申請者は、申請時から導入

②12月31日以前の受給者は、次回更新時（2022年10月1日）から導入

制限内容／重度心身障害者（本人のみが対象）に所得制限基準額を超える所得がある場合は、医療費助成金を支給できなくなります

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額
0人	3,604,000円	5,180,000円
1人	3,984,000円	5,656,000円
2人	4,364,000円	6,132,000円
3人	4,744,000円	6,604,000円
4人	5,124,000円	7,027,000円
5人	5,504,000円	7,449,000円

※所得の範囲及び所得の額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条及び第5条の例を用います

受給者証の更新／①1月1日以降の新規申請者は、毎年10月1日に受給者証の更新を行います

②12月31日以前の受給者は、次回更新時（2022年10月1日）から、毎年10月1日に受給者証の更新を行います ※受給者証の更新を行う時に前年の所得の額で判定を行います

問い合わせ／福祉課障がい福祉担当（内線2678・FAX541-1328）

